

佐世保市一般廃棄物最終処分場
維持管理に関する計画

佐世保市環境部施設課

維持管理計画

佐世保市一般廃棄物最終処分場

最終処分場維持管理に係る管理方法等		
項 目	根 拠 条 文	管 理 の 方 法
廃棄物の飛散、流出防止	一般廃棄物の最終処分場、及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条の2第1号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立地外部に飛散、流出しないように作業中、及び作業終了時に加湿、転圧、締め固め、中間覆土作業。 ● 埋立状況により築堤、覆土工事の実施。
悪臭防止	第2号	<ul style="list-style-type: none"> ● 悪臭が周辺に発散しないよう覆土の実施。必要に応じ消臭剤の散布。
火災防止	第3号	<ul style="list-style-type: none"> ● 火災が発生しないよう埋立物の検査、覆土の実施。 ● 消火器の準備、緊急時には散水車の使用。
衛生害虫発生防止	第4号	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生害虫等の発生防止のために覆土の実施、必要に応じ薬品の散布。
囲い等	第5号	<ul style="list-style-type: none"> ● みだりに人が埋立地に侵入するのを防止する。囲い、及び門扉が破損した場合、直ちに修理を実施する。
立札	第6号	<ul style="list-style-type: none"> ● 立札、その他の設備は常に見やすい状態に維持するとともに、表示事項に変更が生じた場合は書替、及びその他必要な処置を講じる。また、立札破損時には直ちに補修する。
擁壁等の点検	第7号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋め立てた廃棄物の流出を防止する為に堰堤は定期的に点検及び補修を行うものとし、必要に応じてこれらの作業が実施可能な敷地も確保しておくものとする。 <p>◇ 点検内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目視によるクラック発生等有無の確認 ・ 頻度：月／1回 <p>※ 台風、地震等異常事態の直後には臨時点検を行う。</p>

維持管理計画

佐世保市一般廃棄物最終処分場

最終処分場維持管理に係る管理方法等		
項 目	根 拠 条 文	管 理 の 方 法
遮水工の管理	第 8 号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立物の形状、重量、埋立重機等に起因し、遮水工が破損することがないように、遮水シート上面（保護マット上）に保護砂を 50cm 敷設する。 ◇ 底面部への保護砂は供用開始前に敷設する。 ◇ 斜面部への保護砂は埋立の進行と共に敷設する。
遮水工の点検	第 9 号	<ul style="list-style-type: none"> ● 遮水工の点検は、電気的な監視システム（24 h 動作の PH 計、導電率計）を設置し、常時、遮水シートの破損を監視する。廃棄物、及び覆土に覆われてなく地上にあらわれている部分については目視等により、遮水シート及び保護マットの劣化、破損、結合部の状況等を確認し、破損又は異常が認められた場合は速やかに補修等を行うものとする。 ● 既に埋め立てられている部分については、浸出水量、周辺地下水の水質測定結果によって確認を行うものとする。 ◇ 点検内容 （遮水シート等） <ul style="list-style-type: none"> ・目視による地上部の破損、異常の有無確認 ・頻度：月／1回 <ul style="list-style-type: none"> （シート固定工） ・固定工の移動の有無確認 ・頻度：月／1回 ※ 台風、地震等異常事態の直後には臨時点検を行う。

維持管理計画

佐世保市一般廃棄物最終処分場

最終処分場維持管理に係る管理方法等		
項 目	根 拠 条 文	管 理 の 方 法
地下水の検査	第10号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立開始前のモニタリング施設から地下水等を採水し、地下水検査項目、及び電気伝導率等を測定した分析結果を指標とする。 ● 周辺地下水の流入、流出経路を確認する。 ● 定期的にモニタリング施設からの地下水を採水し、水質検査を行う。 ● 電気伝導率、PHに明らかに異常が認められた場合は、速やかに地下水検査項目を測定し記録を行う。 <p>◇ 地下水水質検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ①毎月 <ul style="list-style-type: none"> ・電気伝導率、塩化物イオン、PH等 ②年1回 <ul style="list-style-type: none"> ・地下水検査内容（カドミウム等23項目） <p>※ その他、保全協定等に基づき測定している項目もある。</p>
地下水等の水質の悪化が認められる場合の対応	第11号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立開始後、地下水等の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合には、その原因について水質の詳細な調査を行い、水質悪化原因の調査、新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境保全上、必要な措置を講じ、水質の悪化が認められたことを県知事に連絡する。
調整池の点検	第13号	<ul style="list-style-type: none"> ● 目視等により調整池（浸出水貯留槽）の亀裂、漏水等の有無について点検を行い、異常が認められた場合には速やかに補修、復旧を行う。 <p>◇ 点検内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目視によるクラック発生等有無の確認 ・頻度：月／1回 <p>※ 台風、地震等異常事態の直後には臨時点検を行う。</p>

維持管理計画

佐世保市一般廃棄物最終処分場

最終処分場維持管理に係る管理方法等		
項目	根拠条文	管理の方法
浸出水処理設備の維持管理	第14号	<ul style="list-style-type: none"> ● 浸出水処理設備の機能を点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が発生した場合には、補修、改良、薬剤投入、補充等を行う。また、放流水の水質検査の結果、排水基準等を超えていれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに、必要な措置を講じる。水質検査の結果について、その前に行った検査結果と比較し、大きく濃度が上昇している等、変動がみられる場合については、適時、測定頻度を増やし、一過性のものか確認する。 ◇ 放流水検査 <ul style="list-style-type: none"> ①毎月 <ul style="list-style-type: none"> ・ PH、BOD、COD、SS等 ②年1回 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水基準項目（一般、有害の各全項目） ※ その他、保全協定等に基づき測定している項目もある。
開渠等	第15号	<ul style="list-style-type: none"> ● 開渠、その他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態を維持する。 ● 維持管理に必要な通路等を常に確保する。
通気装置の設置	第16号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立進行に伴い閉塞されることがないように管理する。
埋立終了時の措置	第17号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立が終了した区画については、覆土を1m厚以上で行い、十分に転圧する。
埋立終了時の措置の保護	第18号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立が終了し、覆土が1m厚施工された区画については、覆土が雨水等により流出しないよう、十分な締め固めを行い、斜面については植生する。

維持管理計画

佐世保市一般廃棄物最終処分場

最終処分場維持管理に係る管理方法等		
項 目	根 拠 条 文	管 理 の 方 法
記録及び保存	第 1 9 号	<ul style="list-style-type: none"> ● 埋立物の種類及び数量を記録する。 ● 維持管理において行った点検、検査、その他の措置について記録を作成し、廃止までの間保存する。 <p>◇ 記録事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①埋め立てた廃棄物（種類、数量等） ②各水質検査 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地下水の水質検査 ・放流水の水質検査 ・浸出水の水質検査 ③水質の悪化が認められた場合の措置 ④各設備（擁壁、調整池、遮水工、浸出水処理設備等）の点検記録 <p>※ ②③④記録事項については、点検（測定）場所、点検（測定）年月日、点検（測定）結果、異常があった場合の内容、講じた措置を記載する。</p>

※処分場からの「浸出液」「浸透水」は「浸出水」として統一し記載。